

横浜市立齋藤分小学校PTA規約

制 定 昭和 33 年(1958 年)4 月 1 日

最新改正 令和 2 年(2020 年)2 月 21 日

第 1 章 名 称 お よ び 事 務 所

第1条 本会は、横浜市立齋藤分小学校PTAと称し、事務所を横浜市立齋藤分小学校におく。

第 2 章 目 的 お よ び 事 業

第2条 本会は、保護者と教職員との聡明な協力により、家庭・学校および社会における児童の福祉を推進することを目的とし、その目的達成に必要な次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との関係をいっそう緊密にし、児童の心身の健全な発達について、一般社会の協力を促進して、地域における社会教育の振興を助ける。
- (2) 民主的社会における市民としての保護者の教養を高め、新しい教育に対する理解を深め、これを促進するため、成人教育を盛んにする。
- (3) 学校の教育的環境の整備をはかるとともに、教職員の社会的地位の向上に協力し、その研修向上をはかる。
- (4) その他目的達成に必要な事業を行う。

第 3 章 活 動 方 針

第3条 本会は、前条の目的ならびに事業の遂行にあたって、次の方針に従って活動する。

- (1) 保護者と教職員とが同等かつ共同の責任の上に立ち、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- (2) 児童青少年の教育、ならびに福祉のために活動する他の社会的団体および機関と協力するが、あくまでも、非営利的・非宗教的・非政党的であって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けてはならない。
- (3) 学校および教育委員会、その他関係当局と教育問題について討議し、意見を具申し、参考資料を提供するが、学校管理や人事に干渉するものではない。

- (4) 国および地方公共団体の適正な教育予算の充実に努力し、また、教育内容の向上の目的のために、経済的協力は行うが、学校の維持・経営に関して、直接の責任を負うものではない。
- (5) 本会または本会の役員の名で、公職選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員となることのできるものは、次の通りである。

- (1) 正会員 本校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者（以下保護者という）および本校に勤務する教職員は正会員となる。
正会員は、すべて平等な権利と義務を有する。
- (2) 賛助会員 本校学区に居住し、本会の主旨に賛同する者は、入会することができる。
ただし、第2号に該当する者の入会は、実行委員会が決定する。

第5条 会員は、所定の会費を納めるものとする。

第6条 本会の正会員（保護者）は、横浜市PTA連絡協議会および日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 会 計

第7条 本会の活動に要する経費は、会費・事業収入および寄付金、その他をもってこれにあてる。

- 第8条
- (1) 会費は、児童1人当月額300円とする。
 - (2) 会費は、会員の事情により、実行委員会の承認を得て、延納または減免することができる。
 - (3) 賛助会員の会費は、月額300円とする。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員および会計監査委員

第12条 本会の役員は、次の通りである。

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 2名（保護者）
- (3) 会計 2名（保護者・教職員）
- (4) 書記 2名（保護者・教職員）

第13条 役員の任期は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に至る1年とする。

- 第14条
- (1) 役員は、引き続き他の役員に選任されることが出来る。
 - (2) 同じ役員の職については、在籍児童1人につき最大4年を超えてはならない。
 - (3) 役員の兼任は認めない。

第15条 役員に欠員を生じたときはこれを補充する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。任命者は会長とする。

第16条 役員の任務は、次の通りである。

- (1) 会長は次の任務を行う。
 - ア. 会長は、本会の代表者であって、総会および実行委員会のすべての集会を招集、司会する。
 - イ. 役員・会計監査委員候補者すいせん委員会および会計監査委員会以外のすべての委員長を委嘱する。
 - ウ. 役員・会計監査委員候補者すいせん委員会および会計監査委員会以外のすべての委員会に出席して、意見を述べることができる。
- (2) 副会長は次の任務を行う。
 - ア. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は次の任務を行う。
 - ア. 会計は、総会の決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
 - イ. 次年度始めの総会に会計監査委員の監査を経た決算の報告をする。

- ウ. 本会の財産を管理する。
- エ. 予算の立案について協力する。
- (4) 書記は次の任務を行う。
 - ア. 書記は総会および実行委員会の議事、ならびに本会の活動に関する重要事項を正確に記録する。
 - イ. 記録・通信その他の書類を保管する。
 - ウ. 会長の指示に従って必要な文書を発行する。
 - エ. 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

第17条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員（保護者）をおく。

第18条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行い、その結果を次期総会に報告せねばならない。

第19条 会計監査委員の任期は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に至る1年とする。ただし、1回を限り再選を妨げない。

第7章 役員および会計監査委員選出

第20条 役員および会計監査委員の選出は、次の方法により行われる。

- (1) 役員・会計監査委員は役員・会計監査委員候補者すいせん委員会（以下すいせん委員会という）によって推薦され、年度末総会で決定する。
- (2) すいせん委員会の委員構成を次の通りとする。
 - ア. 各学年ごとに、保護者の中から1名を選出する。
 - イ. 教職員の中から、互選により1名を選出する。
 - ウ. 役員を除く実行委員会の中から、互選により1名を選出する。ただし、次年度児童の在籍しない役員はこの限りではない。
- (3) すいせん委員会の委員は原則として1回のみとする。
- (4) すいせん委員の氏名の公示により、その活動が始まるものとする。

- (5) すいせん委員会の委員長は委員の互選によって選出する。
- (6) すいせん委員は、役員および会計監査委員候補者となることはできない。
- (7) すいせん委員会は、役員および会計監査委員候補者を決定し、総会の7日以前にその氏名を全会員に公示しなければならない。
- (8) すいせん委員会は、役員および会計監査委員候補者の氏名を公示する以前に、本人の同意を得なければならない。
- (9) すいせん委員会の任務は役員および会計監査委員が総会にて承認されたとき終了し、各委員は解任される。

第21条 すいせん委員会についての必要な事項は細則で定める。

第8章 総会

第22条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第23条 総会は、定期総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(1) 定期総会は、毎年5月および3月に開催する。

- ア. 5月総会
 - ・前年度決算の報告ならびに承認
 - ・新年度計画案および予算案、その他に関する審議ならびに決定
 - ・新役員に関する報告
 - ・その他
- イ. 3月総会
 - ・事業報告ならびに承認
 - ・次年度役員および会計監査委員の選出
 - ・その他

(2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、全会員の5分の1以上の同意を得て、要求のあった場合随時開催する。

第24条 (1) 総会の定足数は、正会員の5分の1とする。ただし、委任出席を認める。

(2) 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 実行委員会

第25条 実行委員会は、本会の役員、各種委員会の委員長、および校長をもって構成する。

第26条 実行委員会は、毎月1回開催する。また、会長が必要と認めた場合、臨時に開催する。

第27条 実行委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 会長によって指名委嘱された各種委員会の委員長を承認する。
- (2) 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 総会に提出する議案および報告書について検討する。
- (4) 必要ある場合は、特別委員会を設けることができる。
- (5) 役員および委員長に欠員を生じた場合、それを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が昇格することを承認する。

第28条 (1) 実行委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任出席を認める。

(2) 実行委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 各種委員会

第29条 本会の活動に必要な事項について調査・研究・立案するために常置委員会として4つの各種委員会をおく。

- (1) 保健厚生委員会 児童・会員の健康教育面・福利厚生に寄与する計画を立て、その実行に協力する。
- (2) 広報活動委員会 会報を発行し、会の趣旨の解明につとめ、会員相互の連携と親睦をはかり、すべての会員が理解を深めるように努力する。

(3) 事業研修委員会 会員の教養を高めるため、各種講演会・講習会を企画し、その実行に協力する。

(4) 校外指導委員会 各地区と協力して、児童の非行化防止・安全確保に協力し、地域における教育環境の改善充実をはかり、会員相互の学習・研究に努める。

第30条 各委員会には、委員長各1名（保護者）をおき、会長が委嘱する。

第31条 (1) 各種委員会の委員長の任期は1年とする。

(2) すべての委員の任期は1年とする。

第32条 全委員は所属する学級のクラス委員となり、学校と保護者のパイプ役になるよう努力するものとする。また、各学級担任は、クラス委員とみなす。

第33条 選出

(1) 保健厚生委員、広報活動委員、事業研修委員は、各学年ごとに、保護者の中から各1名を選出する。なお選出人数は学年の学級数に応じ、変更する場合もある。

(2) 校外指導委員は、各地区ごとに、保護者の中から選出する。ただし、在籍児童がいない地区はこの限りではない。

第34条 校長は、役員・会計監査委員候補者すいせん委員会を除く各種委員会に出席して、意見を述べることができる。

第35条 (1) 各地区は次の通りとする。ただし、時宜に即して改廃することができる。

- ・ 齋藤分町北部
- ・ 齋藤分町南部
- ・ 六角橋南町
- ・ 中丸
- ・ 西神奈川3丁目

(2) 教職員は、各地区のいずれかに配属する。

第36条 特定の目的を遂行するため、特別委員会を設けることができる。

第37条 特別委員会は、いかなる事業計画についても、その立案実施にあたっては実行委員会にはかることを原則とする。

第38条 特別委員会は、その任務の終了したときに、解散する。

第39条 委員長、委員欠員補充に関する必要事項については細則において定める。

第11章 細 則

第40条 本会の運営に関する必要な細則は、この規定に違反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。

第41条 実行委員会は、細則を制定、または改廃した場合には、その結果を全会員に通告するとともに、次期総会に報告しなければならない。

第12章 改 正

第42条 (1) この規約の改廃はすべて総会において行われ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(2) 改正案は、総会開催通告のとき、もしくはそれ以前に、その内容を全会員に知らせておかなければならない。

細 則

第 1 章 すいせん委員会

第 1 条 すいせん委員会の活動は次の通りとする。

- (1) 各学年、実行委員、教職員よりすいせん委員として選出され、全会員に氏名の公示がなされた時点でその活動が始まる。
- (2) 会長名により、全会員に推薦状を配布し、推薦・立候補を募る。尚、現役員には留任の意志確認をしない。
- (3) 会長の指示により、第 1 回すいせん委員会を開催する。その内容を次の通りとする。
 - ア. 会長は、役員・会計監査委員の活動内容を説明する。
 - イ. 委員長・副委員長を互選により選出する。
 - ウ. 学校長は、すいせん委員服務規定集（以下マニュアルとする）を委員長に貸与する。
 - エ. 会長は、会員より提出された推薦・立候補状を密封のまま委員長に渡す。
 - オ. ウ. エ. の後、校長、会長は退席する。
 - カ. 委員は今後の方針について協議する。
- (4) 全会員から得た推薦・立候補の中から候補者を選定する。
 - ア. 第 1 条—(2)にある通り、現職役員に留任するかどうかの意志確認をしてはならない。
 - イ. 立候補、推薦、すいせん委員会の協議の中で得られた候補者は全て同等であって、優先順位はない。なお、会長への立候補者からは複数の推薦状を提出してもらう。
 - ウ. 上げられた全候補者の一人一人について、役職につくに最適な人物は誰かという点を、すいせん委員全員が真摯に審議する。
 - エ. その際、極力個人的な感情を廃して審議に臨む。
 - オ. 候補者の決定は、十分な審議を尽くした上、すいせん委員の総意で行われる。
- (5) すいせん委員会活動（会議・面談等）は、校長室にて行う。
- (6) 候補者確定にあたっては、候補者の同意を得ることとする。
- (7) 全役員・会計監査委員候補者が確定した時点で、校長に候補者名を伝える。
- (8) すいせん委員長は、次年度役員、会計監査委員候補者名を 2 月以降総会の 7 日前までに公示する。
- (9) すいせん委員長は、すいせん委員マニュアルを学校長に返却する。
- (10) 任務は役員および会計監査委員が総会にて承認されたとき終了し、各委員は解任される。

第 2 条 すいせん委員は次の点を留意する。

- (1) 守秘義務を有する。
 - ア. すいせん委員は職務遂行上で得た個人情報了他者に漏らしてはならない。これは委員の立場を離れた後も有効である。
 - イ. 候補者の審議中に、その進行について他者に漏らしてはならない。
 - ウ. 候補者本人にも、審議内容を漏らさぬよう協力を求める。
 - エ. 決定した候補者名を、公示前に他者に漏らしてはならない。
- (2) すいせん委員としての自覚を持ち、責任ある言動をとる。
- (3) 各学年からの推薦候補者情報を会議に持ち寄る。
- (4) 候補者との面談においては、相手の事情を十分に配慮し、夜間の訪問等はしてはならない。

第2章 各種委員会委員・委員長欠員補充

第3条 委員が任期途中で転居・病気等継続できない理由が生じた場合は、次の方法により後任の選出を行う。

- (1) 委員後任選出の場合
 - ア. 継続できなくなった委員は、当該委員長にその旨を連絡する。
 - イ. 当該委員長は、その旨を役員および委員会担当教職員へ連絡し、承諾を得る。
 - ウ. 当該年度の委員選出方法に準じて当該学年より後任を選出する。
 - エ. 後任委員決定後、学級担任は学年だよりで当該学年に連絡し、当該委員長は委員会内で報告し、役員はPTAさいとうぶんにて全会員に報告する。
- (2) 委員長後任選出の場合
 - ア. 継続できなくなった委員長は、役員および当該委員会担当教職員および学級担任に連絡する。
 - イ. 委員会内で新委員長を役員の協力のもと選出する。
 - ウ. 当該年度の委員選出方法に準じて、委員長所属学年より後任委員を選出する。
 - エ. 後任委員長・委員長所属学年の後任委員決定後、当該委員長は委員会内で報告し、役員はPTAさいとうぶんにて全会員に報告する。委員長所属学年には、学級担任が学年だよりで後任委員決定を知らせる。

第4条 後任委員長・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 改正

第5条 この細則の改正は、実行委員会において、構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。改正案は、実行委員会の少なくとも1週間前に、各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。